和光市一般廃棄物処理実施計画

1　目的

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて、計画実施のために令和８年度の事業について定めたものです。

2　計画期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

3　計画収集区域　　市内全域

4　一般廃棄物の分別区分及び種類

分別区分		廃棄物の種類
資源ごみ	布類	衣料品、カーテン、毛布等
	紙パック	飲料用紙パック(アルミを使用していないもの)
	段ボール	段ボール箱（中に波形の紙がはさまっているもの)
	雑誌・雑紙	雑誌、絵本、封筒、紙袋等
	新聞	新聞（折込チラシを含む)
	缶	容器として使用されたアルミ缶、スチール缶
	びん	容器として使用されたびん
	ペットボトル	飲料、酒類、しょう油用、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢およびドレッシングタイプ調味料のペットボトル、
	プラスチック	容器包装プラスチック、容器包装以外のプラスチック
燃やすごみ		生ごみ、草、木くず、紙くず、革、ゴム等
粗大ごみ		タンス、ベッド、自転車、テーブル、椅子、ふとん等
燃やせないごみ		金属、せともの、ガラス類、小型家電品等
有害ごみ		乾電池等、電子タバコ、蛍光管、水銀含有品、スプレー缶類、ライター、アスベスト含有家庭用品

5　一般廃棄物の発生見込量　　（単位　トン/年）

区　分	紙・布類	か　ん	びん	ペットボトル	プラスチック
見込量	１，４３０	２１０	５３０	３１０	５７０
区　分	燃やすごみ	粗大ごみ	燃やせないごみ 有害ごみ	集団回収分	合　計
見込量	１６,５５０	９８０	７３０	５５０	２１，８６０

区　分	犬・猫等の死体（飼主不明分も含む）
見込量	１７０　　体

6　ごみ減量及びリサイクル推進のための方策に関する事項

1　市民の役割

各世帯がごみの排出者である自覚を持ち、ごみの減量及びリサイクルについて積極的に関心を持ち、発生抑制、再使用、再生利用を実践していくことが求められます。

期待される取組内容

- 食品ロス -
 - ・計画的な買い物をする
 - ・食べ残しをしない
 - ・食品ロスを意識した調理
 - ・フードドライブへの協力
- リフューズ(発生回避・拒否)、リデュース(発生抑制) -
 - ・レジ袋や使い捨て食器など不要なものをもらわない
 - ・マイバッグやマイボトルを携帯する
 - ・生ごみの水切り、詰め替え商品の利用など
- リユース（再使用） -
 - ・衣類や家具などのリユース
- リサイクル（再生利用） -
 - ・プラスチックごみの分別徹底
 - ・雑紙の分別徹底
 - ・小売店などの店頭回収の利用
 - ・電池などの拠点回収の利用
 - ・リサイクル活動補助金制度を活用したリサイクル活動の活性化
- 環境保全活動の学習 -
 - ・分別説明会や体験会への参加
 - ・お届け講座、施設見学会への参加
 - ・地域における環境教育・環境学習の実施・参加

2　事業者の役割

事業活動におけるごみの排出者である自覚を持ち、排出者責任や拡大生産者責任に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に主体的に取り組むことが求められます。

期待される取組内容

- ごみ減量 -
 - ・事業所のごみ減量対策
 - ・事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成
- 食品ロス -
 - ・3010 運動やドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）の推進
 - ・フードドライブなどの取組
- リフューズ(発生回避・拒否)、リデュース(発生抑制) -
 - ・量り売りの推進（包装の削減）
 - ・レジ袋や使い捨て食器等の過剰な提供を控える
- リユース（再使用） -
 - ・オフィス家具などのリユース
- リサイクル（再生利用） -
 - ・小売店などでの店頭回収の推進
 - ・一般廃棄物処分業者（民間の資源化ルート）への委託
 - ・従業員の飲食(ペットボトルなど)に伴う資源ごみの分別徹底

- 事業系一般廃棄物の適正処理 -
・事業系一般廃棄物の適正な排出
・事業系一般廃棄物管理責任者の提出
・立入調査への協力、指導事項の遵守

事業系一般廃棄物（以下、事業系ごみ）収集形態及び見込量　　（単位　トン/年）

ごみの区分	収集形態	見込量	搬入先
燃やすごみ	許可業者	３，５６０	清掃センター
	直接搬入	２７０	清掃センター
粗大ごみ	許可業者	３０	清掃センター
清掃センター搬入量合計		３，８６０	

燃やすごみ	許可業者	１３２	オリックス資源循環㈱寄居工場(※1)
	許可業者	３４	大村商事㈱朝霞支社堆肥化施設(※2)
	許可業者	４８	エルエス工業㈱那須塩原工場(※3)

※1　㈱本田技術研究所、本田技研工業㈱和光ビル、本田技研工業㈱白子ビルの紙くず･木くず･繊維くず･動植物性残渣を㈱勤労衛生がオリックス資源循環㈱寄居工場へ搬入します。
※2　㈱本田技術研究所汎用開発センター食堂、本田技研工業㈱和光ビル内食堂、本田技研工業㈱白子ビル内食堂、イトーヨーカ堂和光店、西友和光市駅前店の事業系食品残渣。和光市内の小中学校１２校の給食残渣､和光市及び埼玉県より委託を受けた事業所の剪定枝を大村商事㈱朝霞支社 堆肥化施設に搬入します。
※3　独立行政法人理化学研究所･独立行政法人理化学研究所フロンティアの動物死体及び付随汚物をエルエス工業㈱が那須塩原市内のエルエス工業㈱那須塩原工場へ搬入します。

市内の民間処理施設（他市からの委託による処理を行う施設）　　（単位　トン/年）

処理機能	資源化処分	
名称	柳金属㈱	㈱小田建設
所在地	新倉７－８－２２	下新倉６－１１－１０
対象廃棄物	プラスチック容器包装	木くず（草・枝葉・幹・根株）
処理方式	計量・選別・圧縮・梱包・保管	破砕・チップ化
搬出元自治体	練馬区	練馬区　板橋区　北区　文京区
処理見込量	６，５３５	２，６９５

※処理見込量は、搬入自治体から搬入について協議のあった数量

3　市の役割・支援
①　ごみ減量・資源化目標の達成
⑴　ごみ減量・資源化目標の達成
ア　ごみ減量・資源化目標の進捗管理
ごみ処理数値目標を達成するために、年度毎に達成状況を評価し、進捗状況によっては各施策の取組みを見直しするなど、改善を図ります。
イ　ごみ減量。資源化の意識醸成
ごみ減量・資源化の目標について、市民・事業者にわかりやすく周知して、家庭や事業所内での取組を促進し、減量・資源化の意識を醸成します。
⑵　食品ロス削減の推進
ア　食品ロスの削減対策
手付かずの食品や調理くず、食べ残しなど、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、普及啓発や事業者等と連携した取組を推進します。

⑶　４Ｒの推進

ア　リフューズ（発生回避・拒否）・リデュース（発生抑制）の促進

家庭や事業者で行うことができる発生源でごみを断つための取組や、ごみを発生させない取組の情報を発信することで、ごみ減量の啓発を推進します。

イ　リユースの推進（再使用）

衣類や食器、家具など、まだ使えるものを必要な人へ届けたり、誰かから譲り受けるための拠点を整備します。

ウ　資源物の分別徹底

燃やすごみに混在して排出されるプラスチック、雑がみなどの分別を徹底するため、情報発信に加え、出し方の見直しや店頭回収、拠点回収、集団回収等の多様な回収方法の周知などを行い、リサイクル率の向上を図ります。

また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、分別基準を見直します。

②　市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

⑴　市民や事業者の分別推進

ア　分別説明会の実施

ごみの分け方・出し方について説明会の開催や、分別体験会を実施することで、市民・事業者への正しい分別方法の周知を図ります。

イ　事業系ごみ適正処理啓発・ごみ減量の推進

事業者に対して、事業系ごみの適正処理方法を啓発するとともに、事業系ごみの展開検査や立入検査など、適正処理に向けた対策を強化します。

⑵　地域におけるリサイクルの推進

ア　リサイクル活動（集団回収）の推進

地域の自主活動として実施している資源ごみの集団回収について、今後も回収量を維持していくため、回収業者の紹介や情報発信を行うとともに、費用対効果に配慮し補助金単価を適宜見直します。

⑶　情報発信、環境学習の推進

ア　わかりやすい情報提供

転入者への情報提供、パンフレットやＳＮＳ、アプリなどの効果的な活用による情報発信など、あらゆる市民・事業者に向けてわかりやすい情報提供を行います。

イ　お届け講座や環境教育・環境学習の実施

お届け講座を継続するとともに、主体的な環境学習（教育）の場として意見交換ワークショップの開催などを検討します。

⑷　市民サービスの充実

ア　ごみ出し困難世帯への支援

ひとり暮らしの高齢者宅などごみ出しが困難な世帯に対して戸別収集などを継続するとともに、福祉団体や収集業者との連携を検討し、より幅広なサービスを提供します。

イ　不法投棄への対策

地域や関連団体と連携した不法投棄対策を実施するとともに、処理困難物の処理方法に関する情報提供や処理ルートの調査・検討を適宜実施します。

③　ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

⑴　理解の促進

ア　ごみ処理広域化の情報発信

朝霞和光資源循環組合と連携し、ごみ処理広域化のスケジュールやごみ広域処理施設の情報などを、誰にもわかりやすく目に留まりやすい方法で情報発信します

⑵　処理体制の継続的改善

ア　資源化ルートの継続的な見直し

資源ごみについては、残渣等の廃棄物や有価物の処理委託先について常に調査を行うとともに、小型家電回収ボックス設置など、拠点回収の推進も検討し、リサイクル率の向上を図ります。

イ　分別基準の見直し

朝霞市や朝霞和光資源循環組合と調整し、ごみ処理広域化に合わせた分別基準の見直しを行います。

ウ　ごみ処理に係る費用負担の検討

減量効果や減量意識の醸成に資する費用負担のあり方について検討するため、一般廃棄物処理会計基準の導入、処理手数料の継続的な見直し、ごみ有料化の検討などを行います。

エ　資源ごみ処理の広域化

当面市で処理を行う資源ごみについて、朝霞市と継続的に協議を行い、将来的な広域化を推進します。

⑶　災害廃棄物対策

ア　災害時に備えたルール・体づくり

平時から災害に備えた災害廃棄物処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画の策定、職員等の研修の実施、災害時におけるごみ分別・排出ルールの事前周知などを行います。

期待される取組内容

- ごみ減量・資源化の推進 -
 - ・目標の周知と進捗評価
 - ・リサイクル活動の費用対効果を踏まえた制度の継続的改善
 - ・リフューズ、リデュースの情報発信
- 食品ロス -
 - ・食品ロス削減に資する情報の提供
 - ・事業者と連携した食品ロス削減運動の展開
- 市民向け啓発活動 -
 - ・家庭でできるごみ減量取組の紹介
 - ・店頭回収、拠点回収のＰＲ
 - ・市民、学校、事業者等に向けた分別説明会の実施
 - ・わかりやすい情報発信
 - ・雑がみ・プラスチックの分別促進
 - ・ごみ分別パンフレットの見直し、全戸配布
 - ・外国人に向けた情報提供の充実
 - ・ＳＮＳを活用した情報発信
 - ・お届け講座、施設見学会の実施
 - ・リサイクル活動（集団回収）推進のための情報発信
 - ・転入者へ提供する情報の拡大
- 事業者向け啓発活動 -
 - ・事業者ができるごみ減量取組の紹介
 - ・雑がみ・プラスチックの分別促進
 - ・「事業系ごみの適正処理と減量の手引き」の配布
 - ・事業系ごみ適正処理の情報発信
 - ・定期的な展開検査、立入調査の実施
 - ・多量排出事業者及び事業用大規模建築物などの認定
 - ・一般廃棄物処分業者（資源化ルート）の情報発信

7　収集運搬計画

1　家庭系一般廃棄物（以下、家庭系ごみ）

⑴　収集回数・運搬方法

家庭系ごみの収集・運搬の方法等は次のとおりです。なお、家庭ごみは清掃センターに直接搬入することができます。

区分	収集回数	収集場所	排出方法	収集・運搬方法
布類	１回／週	ごみ集積所	透明袋	市が指定した曜日に市民が自主管理しているごみ集積所に排出されたものを委託業者が収集します。
紙パック	１回／週	ごみ集積所	ひも	
段ボール	１回／週	ごみ集積所	ひも	
雑誌・雑紙	１回／週	ごみ集積所	ひも	
新聞	１回／週	ごみ集積所	ひも	
缶	１回／週	ごみ集積所	箱（青色コンテナ）	
びん	１回／週	ごみ集積所	箱（黄色コンテナ）	
ペットボトル	１回／週	ごみ集積所	緑のネット袋	
プラスチック	１回／週	ごみ集積所	透明･半透明袋	
燃やすごみ	２回／週	ごみ集積所	透明･半透明袋	
燃やせないごみ	１回／週	ごみ集積所	透明･半透明袋	
有害ごみ	１回／週	ごみ集積所	透明袋	
粗大ごみ	委託業者に電話あるいは市の電子申請により申込予約して市が指定した日及び場所に排出したものを委託業者が収集します。			
集団回収分	団体が任意で委託した資源回収業者の定める収集・運搬方法による。			

※　新聞、雑誌・雑紙、段ボール、布類の搬入先は古紙問屋とし、それ以外の廃棄物は市の処理施設に搬入します。

※　集団回収分は、各団体から委託された業者を経由して古紙問屋等に搬入するため、市の処理施設には、搬入しません。

⑵　ごみの排出方法・協力事項

ア　感染症に感染している方、その恐れのある方のごみの出し方は次のとおりです。

・燃やすごみ、ペットボトル、プラスチック、新聞・段ボール・雑誌・雑紙・紙パック、布は「燃やすごみ」として排出してください。

・ごみは直接触れることがないよう、ごみ袋の空気を抜いてしっかり縛って封をしてください。ごみが袋の外に触れている場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。

・ごみを捨てた後は手を洗ってください。

・缶、びんは、よく洗った後、1週間程度乾かしてから排出してください。

・燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみは、アルコール等で消毒をしてから排出してください。

イ　燃やすごみ

・透明か半透明の袋に入れる。（木の剪定枝のみ束ねて排出可）

・１回の収集につき４５ℓ袋で３つまでとする。ただし、木の剪定枝は太さ５㎝、長さ５０㎝、１束３０㎝以下に束ねて、１回の収集につき２束程度までとする。

・生ごみは十分水分を切ってから排出する。

ウ　プラスチック

・洗って、透明か半透明の袋に入れて排出する。

・１回の収集につき４５ℓ袋で３つまでとする。

・トレー類はプラスチックとして収集できるが、スーパー等店頭回収の利用を推奨する。

・汚れが取り除けないものは「燃やすごみ」で排出する。

エ　ペットボトル

・キャップ、ラベルを外し、中を洗って緑色の収集用ネット袋に入れる。

・ペットの識別マークがある飲料・酒類・しょう油用ペットボトルおよび本体がＰＥＴと表示されているしょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料のペットボトルを排出する。

オ　びん

・せんやふたは除いて中を洗ってから、びん用コンテナ（黄色の箱）にごみ袋等には入れずに排出する。

・板ガラス、ガラス食器、耐熱ガラス、せともの類、乳白色のびん、農薬等の入っていたびんは「燃やせないごみ」として排出する。
・一升びん、ビールびんなどの生きびんは酒店等に引き取ってもらうか、地域で行っている集団回収に出す。

カ　缶

・異物は取り除き洗ってから、缶用コンテナ（青色の箱）にごみ袋等には入れないで排出する。
・スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ類は「有害ごみ」として排出する。
・地域で行っている集団回収に出す。

キ　新聞

・新聞、折込チラシを紐で束ねて排出する。
・１束あたり４つ折りでは高さ４０㎝、２つ折りでは高さ２０㎝までとし、１回の収集につき３束までとする
・新聞は販売店に返すか、地域で行っている集団回収に出す。

ケ　段ボール

・止め金具等の異物は取り除き、紐で束ねて排出する。
・１束は５枚程度までとし、１回の収集につき３束までとする。
・引越業者の段ボールは業者に返却する。
・地域で行っている集団回収に出す。

コ　雑誌､雑紙

・紙以外の異物は取り除き、紐で束ねて排出する。
・１束の高さは４０㎝までとし、１回の収集につき３束までとする。
・リサイクルできない紙（感熱紙、カーボン紙、油・食品等で汚れた紙など）は「燃やすごみ」で排出する。
・小さい紙屑は紙袋に入れて出すことも可能。
・地域で行っている集団回収に出す。

サ　紙パック

・洗って、切り開いて、乾かして紐で束ねて排出する。
・アルミが使用されているものは「燃やすごみ」で排出する。
・地域で行っている集団回収に出す。

シ　布類

・衣類、シーツ、タオル等は洗ってから、透明の袋に入れる。
・雨天日とそのおそれがあるときは排出しない。
・１回の収集につき３袋までとする。
・わたや羽毛入りのものは「燃やすごみ」で排出する。

ス　燃やせないごみ

・透明か半透明の袋に入れる。
・刃物､ガラス片など鋭利なものは危険のないよう紙に包むなどし､内容を明記して排出する。

セ　有害ごみ

・乾電池（マンガン、アルカリ電池）、ボタン電池は、分別して透明の袋に入れて排出する。または、市の拠点回収ボックスに排出する。ボタン電池はビニールテープで絶縁する。
・充電式電池は電気を使い切り絶縁し、分別して透明の袋に入れて排出する。または、電気店や市の拠点回収ボックスに排出する。
・ライター、スプレー缶類は、中身を使い切って透明の袋に入れて排出する。
中身を使い切れない場合は清掃センターに相談する。
・蛍光管は、購入時のケースか透明の袋に入れて排出する。
・水銀体温計等は、透明の袋に入れる。
・電池・充電式電池が外せないものは、電池ありと明記し、透明の袋に入れて排出する。
・アスベスト含有家庭用品は、透明袋に入れてアスベストと記載する。

ソ　粗大ごみ

・市の指定による排出方法とする。

※ 粗大ごみは、縦２４㎝・横２４㎝・高さ３５㎝を超えるものとする。

※ １回の収集につき５点以内とする。

タ　集団回収分

・各団体が委託した資源回収業者の定める方法による。

２　事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

事業活動に伴って生じたごみは、事業者自らの責任において適正処理することを原則とします。自ら処理できない場合には、次の方法で清掃センターで処理するものします。

⑴ 事業者自ら直接清掃センターに搬入する方法

⑵ 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方法

３　障害者及び高齢者に対する戸別収集

要介護認定者、身体障害者、高齢者の生活支援の一環としてごみの戸別収集を実施します。

⑴　戸別収集対象者

一人住まい又は健康な同居人のいない、次のいずれかに該当する者を対象とします。

ア　介護保険受給者証を交付され、要介護状態にある者

イ　身体障害者手帳を交付され、障害の程度からみてごみの排出が困難と認める者

ウ　６５歳以上で日常のごみの排出が困難と認める者

⑵　ごみの排出方法

分別基準に従い、収集日の午前８時３０分までに自宅玄関前にごみ袋で排出するものとします。

⑶　収集方法

委託業者が玄関前まで出向き収集します。

⑷　申請及び確認方法

介護保険の要介護認定を受けている方又は障害福祉サービスを受けている方でごみの戸別収集の必要性がケアプランに明示されているときは戸別収集を申請することができます。

４　粗大ごみの戸別収集（運び出し）について

健康な同居人のいない高齢者、障害者等の日常の生活支援の一環として、粗大ごみの戸別収集（運び出し）を実施します。

５　小動物の死体収集

飼犬、飼猫などの死体は、飼主が清掃センターに持込むものとします。飼主が、収集を希望した場合は、市の委託業者が有料で清掃センターまで運搬します。

６　市で収集・処理しない一般廃棄物

ア　市で収集・処理しない一般廃棄物

⑴　家電リサイクル法対象機器

対　象　機　器	市民への周知内容
・エアコン ・テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式） ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ・電気洗濯機及び衣類乾燥機	・機器を購入した店、新しく機器を買い換えする店、に依頼する。 ・家電リサイクル券払込書でリサイクル料金を振込し、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。または、自ら家電集積センターに持込みする。 ・市と連携協定を締結している事業者に依頼する。

⑵　家庭系パソコンのリサイクル対象機器

対　象　機　器	市民への周知内容
パソコン（デスクトップパソコンのブラウン管モニター）	・リネットジャパン(株)宅配回収 ・PC リサイクルシステムによる回収

⑶　処理困難ごみ

品　　目	市民への周知内容
土、砂、石材、消火器、建築廃材、ブロック、原動機付自転車、オートバイ、タイヤ、自動車用部品、蓄電池、浴槽、流し台、洗面台、ソーラー温水器、畳、ピアノ、据え置き型金庫、瓦、セメント、石膏、レンガ、液体ワックス、ペンキ（塗料）、灯油、陶器製家具（便器・傘立て・テーブル等）、ボーリングの玉、電動車椅子、リヤカー、うす、農機具、ポンプ、フロンガス使用製品、医療器具（注射器、注射針）、プロパンガスボンベ、その他市長が処理困難と認めるもの	購入店、専門業者に処理を依頼する。ただし品目により少量の場合は市に相談して許可を受けた後、排出者自ら市処理施設に搬入することができる。

⑷　一時的な多量ごみ

対　　象	市民への周知内容
引っ越し、大掃除、庭木の剪定等で一時的に大量に出るごみ	排出者自ら市の処理施設に搬入する。または、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して市の処理施設で処理する。

イ　市で収集しない一般廃棄物

⑴　家庭系パソコンのリサイクル対象機器

対　象　機　器	市民への周知内容
パソコン（デスクトップパソコンのブラウンモニターを除く）	・リネットジャパン(株)宅配回収 ・PC リサイクルシステムによる回収 ・和光市清掃センターへの直接搬入

7　一般廃棄物処理業の許可

⑴　許可業者数

一般廃棄物処理業許可業者数は、廃棄物の種類や量が大幅に増加するなど、廃棄物の状況や現状の収集運搬体制等を勘案して適正な処理体制の確保のために特に必要な場合を除いて、新規の業者には許可を与えず、既存の範囲内とします。

⑵　一般廃棄物処理業の許可業者

業　　者　　名	所　　在　　地	備　考
株式会社 勤労衛生	和光市下新倉6－13－15	収集運搬
日本興業 株式会社	和光市本町20－14	収集運搬
有限会社 大和清掃	和光市白子3－21－14	収集運搬
片山商事 株式会社	朝霞市栄町5－6－19	収集運搬
大村商事 株式会社	志木市下宗岡2－18－20	収集運搬

株式会社 アシスト	朝霞市上内間木407－5	収集運搬
和光リサイクル事業協同組合	和光市下新倉4－19－25	収集運搬
株式会社 ユーポライト	練馬区土支田4－13－10	収集運搬
有限会社 志木リサイクル	志木市中宗岡3－3－15	収集運搬
エルエス工業 株式会社	渋谷区千駄ヶ谷3－2－8－503	収集運搬
株式会社 野島商事	新座市本多1-6-7	収集運搬
株式会社 小田建設	和光市下新倉4－21－30	処分

８　中間処理計画

１　処理施設の概要

施　設　名	和光市清掃センター	
処理施設名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	和光市下新倉６－１７－１	
プラントメーカー	日立造船（株）	日立造船（株）
稼働年月	平成２年３月	平成２年３月
処理方式	連続燃焼式ストーカ炉	破砕選別
処理能力	120ﾄﾝ／24時間	17ﾄﾝ／5時間
年間稼働日数	360日	－
受入時間	月曜日～金曜日　８時３０分から １６時００分まで 土曜日　８時３０分～正午（家庭系ごみのみ） ※平日の正午～１３時・祝日・年末年始を除く	

※　平成１９年３月に発生した粗大ごみ処理施設破砕機の爆発事故により、粗大ごみ処理施設の破砕機、粗大ごみ受入コンベア、磁選機等については停止しています。

※　平成３１年４月より焼却前破砕処理を行っています。

２　中間処理内容　　（単位　トン/年）

廃棄物の区分	処理見込量	中間処理内容
新聞	１２０	資源再生業者へ売払
雑誌・雑紙	４４０	資源再生業者へ売払
紙パック	５	資源再生業者へ売払
段ボール	７３５	資源再生業者へ売払
布類	１３０	資源再生業者へ売払
金属　（スチール）	８０	選別・圧縮後、資源化
金属（アルミ）	１３０	選別・圧縮後、資源化
びん（無色）	１９０	資源再生業者へ売払
びん（茶色）	１３０	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
びん（その他色）	２１０	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
ペットボトル	３１０	民間業者で選別・圧縮後、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託及びサントリーとの協定により民間業者へ委託
容器包装プラスチック	５１２	民間業者で選別・圧縮後、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
硬質(粗大)プラスチック	５８	民間業者で選別・破砕後、資源化
燃やすごみ	１６，５５０	焼却処理
焼却灰	３６０	民間業者でセメント原料として資源化
	１２０	民間業者で人工砂として資源化
	１，０２０	民間業者で再生砕石として資源化
ばいじん	２４０	民間業者で再生砕石として資源化
焼却灰混入鉄	１２	民間業者で破砕して資源化
粗大ごみ	９７０	選別後、材質別に資源化及び破砕・焼却
不燃系粗大ごみ	１０	民間業者で破砕・焼却
燃やせないごみ	６４８	選別後、材質別に資源化、破砕・焼却及び埋立
傘	１２	民間業者で破砕選別後、材質別に資源化
小型家電	１８	資源再生業者へ売払
乾電池	２０	野村興産㈱（北見市）で水銀他素材別にリサイクル（埼玉県清掃行政研究協議会で広域委託）
蛍光管	６	
スプレー缶	２５	長沼商事㈱（所沢市）で無害化処理後素材別にリサイクル
ライター	１	
集団回収分	５５０	回収業者から古紙問屋等へ

廃棄物の区分	処理見込量	中間処理内容
犬・猫等の死体	１７０体	市処理施設で焼却、ペット霊園で火葬委託

９　最終処分

最終処分対象物及びその内容　　（単位　トン/年）

廃棄物の区分	処理見込量	処　　分　　先
ばいじん	４６０	㈱ウィズウェイストジャパン （岩手県三戸町及び群馬県渋川市）
	２５０	ジークライト㈱エコポート（山形県米沢市）
不燃物残渣	２２０	ジークライト㈱エコポート（山形県米沢市）
合　計	９３０	